

行政改革推進本部 行政改革担当大臣 中馬 弘毅 殿

平成18年9月4日  
全国青年税理士連盟 会長 城田 英昭  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
Tel 03-3354-4162 zensei@khaki.plala.or.jp

## 「国税職員の天下り」廃止の要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の3,000余名の若手税理士が参加する団体です。私たちは、国民のためのより良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

今般、貴推進本部が募集された「公務員制度の改革に関する意見」に対して、特に「国税職員の天下り」に関しての意見を提言すべく、本要望書を提出します。

### 1. 国税職員の天下りの現状

現在、国税庁の人事課により、平然と退職国税職員に対して、税理士顧問先の斡旋行為が行われています。この斡旋行為は、実質上、天下りと同様であり、現役国税職員と退職国税職員との癒着を懸念させ、税務行政の透明性を阻害する行為です。

国税庁の発表によれば、各国税局等が行った税理士顧問先等の斡旋の状況（平成17年7月退職者）は次の通りです。

(1) 斡旋を行った退職職員の数	: 359名(全国計)
(2) " 一人当たりの平均斡旋企業等の数	: 10.9件(全国平均)
(3) " 一人当たりの平均月額報酬等の額	: 66.0万円(全国平均)

### 2. 癒着の疑念

政府の見解では、この斡旋の根拠は「民間の需要に対応することにある」とあります。しかし、民間が高い報酬を支払ってでも国税職員の天下りを受け入れる理由は、税務行政の便宜を期待してのものとの疑念があります。

ところで元札幌国税局長の浜田常吉税理士が、四年間で総額約七億三千万円の所得を隠し、約二億五千万円を脱税していたとして、2002年1月10日に東京地検特捜部に逮捕された事件は記憶に新しいところです。この事件は、国税局OB税理士にはほとんど税務調査を受けない聖域とされてきた疑惑があり、国税OB税理士と税務職員との癒着の存在を暗示するものと言えましょう。

### 3. 国税職員の退職後の生計扶助の民間への押付け

国税職員の天下りは、退職勧奨の代償というのが政府見解です。

しかし、これは、実質的には、国税職員の天下りを通じて、早期退職により国家が支給すべき退職金を民間に肩代わりさせることです。国税職員の天下りは、国家の責任を民間に転嫁させることを意味します。

#### 4. 斡旋は国税局等の本来業務ではない

通常、納税者が税理士の紹介を受けたければ、税理士会がその窓口になります。その納税者の希望により税理士を斡旋することは、公益法人である税理士会としては当然の業務であり、現実にもそのように対応しています。

ところが国税局等が国税OB税理士に顧問先を斡旋することは、国税局の本来の業務から、はずれていると言わざるを得ません。国税退職後のOB税理士は、すでに一人です。一人に便宜供与を図ることは、国税局の本来業務とは到底言えません。

#### 5. 斡旋は憲法違反

斡旋は、国税局等の本来業務でないどころか、明らかに憲法違反です。この現状は即刻に、正されねばなりません。

**憲法第15条:すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。**

#### 6. 税理士会を通じて斡旋すべき

納税者が国税OB税理士の斡旋を希望する場合には、その窓口になるべきは国税局等ではなく、税理士会です。現に税理士会に斡旋窓口があるにもかかわらず、国税局等がその窓口役を続けることは、行政効率から考えても不合理です。それ以前に、国税OB税理士と国税局等との癒着の存在が推定できるものとさえ言えるでしょう。

#### 参考:規制改革・民間開放推進会議での議論

『規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申』(平成18年7月31日)には、税務職員による税理士資格取得に関して次のように議論されています。

**特定の職務経験により、無試験で資格を取得できるとすることは、社会的にも公平性に欠けているという意見もある。現在、税務職員として採用され、国税審議会が指定する研修を修了した上で23年以上実務に従事するなど一定の要件を満たせば、税理士資格を取得できることとなっているが、能力が備わっておれば、一般の受験者とともに税理士試験を受け、合格したものが資格を取得するべきであるとする。**

#### 結論:構造改革推進に逆行

国税職員の天下りは、構造改革推進どころか構造腐敗をもたらします。官民癒着の構造にメスをいれるために、即刻、国税職員の天下りを廃止すべきです。